開発審査会の議決を要しない権利変換計画の変更に配偶者居住権を有する者の氏名又は住所の変更を追加することとした。（第二五条第三号、第三一条第三号及び第三二条第三号関係）

二　土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令の一部改正関係

1　配偶者居住権を有する者に補償をする場合に建物の所有者に支払う移転料の額は、通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用から、配偶者居住権を有する者に対する補償の額を控除した額とすることとした。（第一七条第三項関係）

2　配偶者居住権の目的となっている建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償することとした。（第二五条の二関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとした。

◇平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（内閣府本府）

1　平成三〇年七月豪雨による特定非常災害に対し適用すべき措置として、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間等の特例に関する措置を適用することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇四号）（内閣府本府）

地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六六号）の施行期日は、令和二年一月五日とすることとした。

◇地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二〇五号）（内閣府本府）

1　地域再生法施行令、農業委員会等に関する法律施行令、司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令について、所要の規定の整理を行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　住宅団地再生貨物運送共同化事業に関する事務を総合政策局及び同局物流政策課の所掌事務として位置付けることとした。（第四条関係）

3　この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月五日）から施行することとした。

◇原子力損害の賠償に関する法律施行令及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇六号）（文部科学省）

一　原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正

1　原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）第一七条の三第一項に規定する政令で定める基準は、原子力事業者が、特定原子力損害の賠償額の確定の手続を開始するまでに要する期間を考慮して特定原子力損害賠償仮払金（以下「仮払金」という。）の支払の請求を行うことができる期間を定め、当該期間内に当該請求を行う次の㈠から㈢までに掲げる特定原子力損害を受けた被害者に対してそれぞれ同㈠から㈢までに定める要件を満たす仮払金の支払を行うものとすることとした。（第三条関係）

㈠　避難指示等が行われた時に当該避難指示等の対象となった区域に存する住宅に居住していた者であって、当該避難指示等に基づく避難のための立退きによって生じた特定原子力損害を受けた被害者であるもの　当該避難指示等に基づく避難のための立退きの実施状況その他の事情を考慮して、当該被害者一人当たりに支払う金額（当該被害者一人当たりの仮払金の支払に充てられる貸付金（原賠法第一七条の三第二項第三号に規定する貸付金をいう。以下同じ。）の金額が、五〇万円の範囲内であること。）を定めていること。

㈡　避難指示等が行われた時に当該避難指示等の対象となった区域内に本店又は主たる事務所を有していた中小企業者等であって、当該避難指示等に基づく避難のための立退きによって生じた特定原子力損害を受けた被害者であるもの　当該避難指示等に係る仮払金の支払の請求があった日又は当該避難指示等が解除される日のいずれか早い日までの期間における逸失利益等相当金額の全部又は一部（当該被害者一人当たりの当該支払に充てられる貸付金の金額が、逸失利益等相当金額の二分の一の金額又は二五〇万円のいずれか低い金額の範囲内であること。）を支払うものであること。

㈢　制限指示等が行われた時に当該制限指示等の対象となった事業活動を行っていた中小企業者等であって、当該制限指示等に基づく事業活動の制限によって生じた特定原子力損害を受けた被害者であるもの（㈡に該当する者を除く。）　当該制限指示等があった日から当該制限指示等に係る仮払金の支払の請求があった日又は当該制限指示等が解除される日のいずれか早い日までの期間における逸失利益等相当金額の全部又は一部（当該被害者一人当たりの当該支払に充てられる貸付金の金額が、逸失利益等相当金額の二分の一の金額又は二五〇万円のいずれか低い金額の範囲内であること。）を支払うものであること。

2　原賠法第一七条の三第一項に規定する政令で定める金額は、貸付け（同条第二項第二号に規定する貸付けをいう。以下同じ。）を受けて支払を行う仮払金により塡補する特定原子力損害を発生させた原子炉の運転等の第二条の表の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とすることとした。（第四条関係）

3　貸付金の償還期間及び償還方法を、次の㈠から㈢に定めるとおりとすることとした。（第五条関係）

㈠　貸付金の償還期間は、三年とし、その償還は、一括償還の方法による。ただし、貸付けを受けた原子力事業者は、貸付金の全部又は一部について、いつでも繰上償還をすることができる。

㈡　災害その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であるため、文部科学大臣がやむを得ないものと認めるときは、政府は、当該貸付金の償還期限を延長することができる。

㈢　政府は、貸付けを受けた原子力事業者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合その他貸付けの条件に違反した場合には、貸付金（償還期限が到来していないものに限る。）の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

4　原子力損害賠償・廃炉等支援機構に貸付けに係る事務を行わせる場合の技術的読替えを行うものとすることとした。（第六条関係）

5　原子力損害賠償・廃炉等支援機構に貸付けに係る事務を行わせる場合の公示は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に行わせることとした事務の範囲及び当該事務を行わせる期間を官報に掲載してするものとすることとした。（第七条関係）

二　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部改正

原賠法第一七条の八第一項の規定により行うこととされた事務及び附帯する業務の主務大臣を文部科学大臣とし、主務省令を文部科学大臣の発する命令とするものとすることとした。（第二四条関係）

三　施行期日

この政令は、令和二年一月一日から施行することとした。

◇船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する政令（政令第二〇七号）（国土交通省）

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第一八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和二年三月一日とすることとした。

◇船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二〇八号）（国土交通省）

一　船舶油濁損害賠償保障法施行令の一部改正関係

1　題名を「船舶油濁等損害賠償保障法施行令」に改めることとした。（題名関係）